

理事会会議資料

(令和元年度第3回)

令和元年8月29日(木)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和元年度 第 3 回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和元年 8 月 2 9 日(木)
午後 2 時 3 0 分～
場 所：神栖市保健・福祉会館

1．会議適正審査報告

2．あ い さ つ

3．議 長 選 出

4．議 事

報告第 1 号 令和元年度上期(4 ～ 7 月)事業実施状況及び予算執行状況について

報告第 2 号 経営改善計画策定指針に基づく行動計画(社協発展・強化計画) 実施
3 年次の進捗状況について

議案第 1 号 事務局職員の継続雇用に関する規則の一部改正(案)について

議案第 2 号 地域福祉活動計画策定委員会設置要項の一部改正(案)について

5．閉 会

報告第 1 号

令和元年度上期（４～７月）事業実施状況及び予算執行状況について

< 提案理由 >

平成 31 年 4 月から令和元年 7 月の間に実施した各種事業の結果、法人運営の状況、及び収支決算の状況について報告いたします。この報告は、定款第 20 条第 5 項に規定する、会長及び常務理事（業務執行理事）の職務状況報告として行うものです。

令和元年 8 月 29 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

事業実施状況報告（平成31年4月～令和元年7月）

．地域福祉推進システムの構築

1．コミュニティソーシャルワークの実践（自主事業）

（1）日常生活圏域別担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置（相談対応件数）

（ ）日常生活圏域別相談件数

日常生活圏域別実績		4月	5月	6月	7月	計	特記事項
相談件数	第 圏域	271	300	236	264	1,071	居切～溝口
	第 圏域	122	129	113	156	520	奥野谷～太田、柳川
	第 圏域	205	188	201	210	804	土合、矢田部～波崎
	上記以外	17	30	26	26	99	居住地不明(匿名等)、市外
計		615	647	576	656	2,494	
（前年度）		477	504	525	546	2,052	

（ ）相談内容別件数

前年度：前年4月～7月

相談内容	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
1 緊急生活支援	26	64	22	28	140	134	
2 生活福祉資金	10	27	14	16	67	59	
3 行旅人支援	0	2	0	0	2	0	
4 低額診療	2	0	1	4	7	10	
4 自立相談支援	62	64	44	51	221	123	
5 生活相談(他)	2	6	8	12	28	29	
6 日常生活自立支援	77	72	62	75	286	276	
7 成年後見	27	45	28	24	124	84	
8 障害相談	96	73	99	119	387	336	
9 こころの相談	19	8	25	17	69	61	別掲
10 発達相談	18	21	19	14	72	9	
11 ひきこもり	6	9	9	8	32	6	別掲
12 高齢者	62	47	48	67	224	192	
13 貸出事業	2	4	1	7	14	4	
14 福祉教育	5	7	16	23	51	69	
15 ボランティア	27	46	47	41	161	145	別掲
16 ファミリーサポート	131	97	104	109	441	359	
17 ういるかみず	41	51	29	38	159	152	
18 苦情	0	0	0	2	2	2	
19 その他	2	4	0	1	7	2	
計	615	647	576	656	2,494	2,052	
（前年度）	477	504	525	546	2,052		

（2）課題発見機能の充実（地区民生委員との連携）

実施項目	4月	5月	6月	7月	計	特記事項
民協定例会へ参加	2	1	1	3	7回	社協の説明、情報交換
同行訪問、情報共有	16	15	8	12	51	緊急生活支援、低額診療等
（前年度）	7	10	10	6	33	

2. 新たなサービスを開発する仕組みづくり(自主事業)

(1) 地域福祉ネットワーク会議の開催、地域福祉推進会議の設置検討

前年度: 前年4月～7月

会議の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
ケース会議(社協主催)	4			1	5	1	
ケース会議(他機関主催)		1		1	2	3	
連携会議(他機関主催)		2	2	3	7	12	
市の政策レベルの会議		4	1	2	7	4	
計	4	3	2	7	21	20	
(前年度)	1	4	5	10	20		

(2) 地域ネットワーク勉強会の充実

開催日	内 容	参加者
4月16日	「相手を受け入れる支援力を身につけよう」	28名
5月24日	「身近な法律家 司法書士の仕事とは」	17名
6月20日	「発達障害研修から得られたもの」	53名
7月24日	「家族が変われば本人も変わる～ひきこもり家族相談の取り組み～」	32名

3. 専門相談事業

(1) 障害者地域生活支援センターの運営 (受託事業。受託金額6,000,000円)

前年度: 前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	96	73	99	119	387	336	
障害支援区分認定調査	5	4	5	4	18	21	

(2) こころの相談室 (再掲。自主事業。随時対応)

相談経路	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
窓 口	5	3	13	5	26	29	
電 話	13	5	9	10	37	25	
訪 問	1	0	3	2	6	7	
計	19	8	25	17	69	61	
(前年度)	20	8	12	21	61		

(3) ひきこもり家族相談(新) (再掲。自主事業。家族相談は月2回)

相談経路	4月	5月	6月	7月	計	特記事項
窓 口	1	0	1	1	3	
電 話	4	9	6	4	23	
訪 問	0	0	1	2	3	
家族相談	1	0	1	1	3	心理療法士から助言を受け実施
計	6	9	9	8	32	

(4) ことばと発達の相談室 (自主事業。年間48日開設予定)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	14	15	14	14	57	63	言語聴覚士へ委託
(前年度)	15	12	20	16	63		

(5) 高齢者相談センターの運営 (受託事業。受託予定金額3,308,000円)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	62	47	48	67	224	192	
(前年度)	52	52	55	33	192		

(6) 生活困窮者自立支援事業の運営 (受託事業。受託金額12,160,000円)

相談事業の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数(新規)	8	11	6	13	38	50	
支援プラン作成件数	1	1	0	0	2	4	
支援活動件数	62	64	44	51	221	123	

4. 職員派遣による相談支援・問題解決機能の強化(労働者派遣事業)

- (1) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣(神栖市障がい福祉課) 1名派遣
- (2) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣(神栖市社会福祉課) 1名派遣
- (3) 社会福祉士の派遣(神栖市長寿介護課) 1名派遣
- (4) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣(神栖市こども福祉課) 1名派遣

・市民との協働による新たな地域づくり

1. コミュニティ活動の積極的支援

(1) サロン活動立ち上げ支援の積極的展開 (自主事業)

- ・高齢者サロン数(R01.07.31時点) 14ヶ所(前年同時期 14ヶ所)
- ・子育てサロン数(R01.07.31時点) 2ヶ所(前年同時期 2ヶ所)

(2) 福祉教育出前講座の推進(共同募金配分事業)

開催日	実施団体名(学年)	講座の内容
5月11日	波崎小学校 3年生	車いす、アイマスク体験
5月14日	波崎西小学校 5年生	福祉の講話・笑いヨガ
6月10日	波崎西小学校 5年生	車いす、アイマスク体験
6月19日	大野原西小学校 4年生	福祉の講話
6月20日	大野原西小学校 4年生	手話体験
6月27日	植松小学校 4年生	高齢者疑似体験(市長寿介護課と合同)
7月9日	大野原西小学校 3年生	高齢者(地域のシニアクラブ)との交流(昔遊び)
7月10日	軽野東小学校 4年生	高齢者疑似体験
7月11日	大野原小学校 6年生	車いす体験

※前年度(4月～7月):6校に12回実施

(3) 当事者グループ活動の側面支援 (自主活動)

- (i) 介護者の会「わかば」活動支援
- (ii) 「高次脳機能障害を考える会」活動支援
- (iii) 鹿島特別支援学校PTA及び卒業生保護者の交流会「ふたばの会」活動支援(平成30年9月～)

2. 市民参加によるたすけあい活動の推進

(1) 様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり

(i) 交流サロン利用、ボランティア登録（自主事業）

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
交流サロンの利用	142	141	143	227	653	662	会議スペース、録音室等
ボランティア登録	1,599	42	3	322	1,966	1,717	個人、グループ
ボランティア保険加入	997	35	3	322	1,357	1,157	

(ii) ボランティア相談の内訳

相談内容	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
1 ボランティア活動	6	9	10	15	40	40	
2 ボランティア依頼	7	20	23	6	56	51	
3 ボランティア保険	1	1	1		3	7	
4 交流サロン	1			2	3	0	
5 福祉活動基金等助成				5	5	1	
6 善意銀行	9	6	5	11	31	21	
7 災害時対応	1				1	3	
8 広報啓発	1	3		1	5	8	
9 ボランティア講座・交流		3	8		11	6	
10 ういるかみず	41	51	29	38	159	152	再掲
11 ファミリーサポートセンタ	131	97	104	109	441	359	再掲
12 地区別・目的別サロン	1	4			5	8	
計	199	194	180	188	761	656	
(前年度)	167	168	161	160	656		

(2) 各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓

(i) 輝くための男の講座（茨城県ボランティア基金助成事業）

令和元年10月開催予定

(3) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

(i) 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみず」の運営（自主事業）

令和元年7月末時利用会員 35名

協力会員 26名

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
利用件数	48	47	45	51	191	207	
利用時間（1時間700円）	66.0	73.5	71.0	75.0	285.5	311.0	

(ii) ファミリーサポートセンターの運営（受託事業。受託金額 4,416,000円）

令和元年7月末時利用会員 789名

子育てサポーター 247名

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
利用件数	181	121	135	128	565	642	
利用時間（1時間650円）	372.0	231.0	256.5	255.0	1114.5	1090.0	

(4) 高校生の進路アシストカレッジの開催(8年目) (共同募金配分事業)

- ・期 間：令和元年7月23日～8月9日(全6日)
- ・参加者：17名(高校1年生1名・高校2年生6名・高校3年生10名)
- ・内 容：講義及び市内医療機関、福祉施設等での体験実習

(5) 市民活動を応援するための助成 (福祉活動基金)

- ・ボランティアグループ助成(1グループ5万円を限度) 3団体が申請
- ・当事者グループ助成(1グループ2万円を限度)
- ・活動資機材整備費助成(1グループ5万円を限度)
- ・ボランティア協力校助成(1校5万円を限度) 14校が申請

(6) 神栖市社協会長顕彰の実施 (自主事業)

令和2年2月開催予定

・必要とされるサービスの提供と利用支援

1. 法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実(福祉後見サポートセンターかみすの運営)

(1) 法人後見受任、成年後見制度利用支援相談(申立支援) (自主事業)

- ・事業受任状況 7月末現在6名受任中(後見5名、保佐1名)
- ・相談対応、後見人業務 ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	1	3	3	0	7	2	うち新規受任相談3件
受任活動件数	23	31	19	22	95	75	前年同時期：受任5名
専門員活動件数	27	45	28	24	124	84	
ケアカンファレンス	1	1	1	0	3	4	

(2) 成年後見制度法人後見支援業務 (受託事業。受託金額370,000円)

- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・成年後見制度普及啓発事業

(3) 日常生活自立支援事業の運営 (茨城県社協受託事業。受託金額1,317,000円)

- ・事業契約状況 7月末現在契約者25名
- ・相談対応、自立支援専門員業務 ※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
相談件数	4	2	3	3	12	14	
生活支援員活動件数	12	12	13	12	49	37	前年同時期：契約19名
専門員活動件数	65	60	49	63	237	239	
ケアカンファレンス	3	3	1	3	10	5	

2. 精神障害者の地域生活支援の充実

(1) 精神保健デイケア事業の運営

(自主事業、市より一部受託。受託金額 3,200,000円)

(i) 神栖地区「青空」(毎週水曜日・木曜日・金曜日)

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
開催回数	12	12	12	13	49	48	
延べ利用人数	60	79	76	84	299	370	

(ii) 波崎地区「ほのぼの」(毎週火曜日)

※前年度：前年4月～7月

	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
開催回数	4	4	4	5	17	18	
延べ利用人数	4	3	4	11	22	14	

3. 知的障害児者・発達障害児支援の充実

(1) 発達障害児支援にかかわる機関間連携の充実

- ・市教育委員会主催 神栖市特別支援教育連携協議会に出席(5月)
- ・県立鹿島特別支援学校主催 各市関係機関との連絡会に出席(6月)
- ・発達障害児療育者研修(第9期。11～12月実施予定)

(2) 知的障害への理解を深める活動の展開

- ・鹿島特別支援学校PTA波崎支部との情報交換会(6月)
- ・鹿島特別支援学校PTA及び卒業生保護者の交流会「ふたばの会」活動支援

4. 生活福祉活動

※前年度：前年4月～7月

活動の種類	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
生活福祉資金の貸付申請	0	0	2	0	2	0	茨城県社協受託
低額診療制度の申請	1	0	0	0	1	4	自主活動
行旅人支援	0	1	0	0	1	0	自主事業
緊急生活支援事業の実施	7	12	4	4	27	40	自主事業

5. 福祉サービス

(1) 貸出事業等の実施

※前年度：前年4月～7月

貸出用備品・資産	4月	5月	6月	7月	計	前年度	特記事項
介護機器	13	14	9	7	43	62	自主事業
福祉車両の貸出	-	-	-	-	-	31	30年9月で終了
レンタカー料金助成	0	7	9	9	25	-	30年10月開始

(2) 一人暮らし高齢者交流事業 (自主事業)

- ・むつみ荘を会場として会食会を実施

6月26日(水) はさき東部・西部地区 37名参加。協力ボランティア2団体、個人2名
 6月27日(木) かみす地区 44名参加。協力ボランティア2団体
 6月28日(金) はさき矢田部・若松地区 43名参加。協力ボランティア2団体、個人2名

(3) 計画相談事業所(障害者総合支援法)の運営 (自主事業。年間収入予算 2,035,000 円)

実施件数	4月	5月	6月	7月	計	介護報酬等	特記事項
サービス計画作成	12	4	0	2	18	275,440	
モニタリング実施	10	0	5	5	20	241,400	
計	22	4	5	7	38	516,840	執行率 25.4%
前年度	24	7	7	7	45	688,930	

法人運営

1. 会議等の開催

開催日	会議名・内容	出席者
令和元年 5月22日	福祉後見サポートセンターかみす運営委員会（委員現員数6名） ・法人後見受任審査について（持ち回り審査。～28日）	委員 6名
5月28日	監事による監査（監事の現員数2名） ・平成30年度業務執行状況及び財産の状況に関する監査	監事 2名 理事 1名
6月4日	第1回理事会（理事の現員数18名） ・補欠評議員の選任候補者推薦（決議） ・平成30年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議） ・令和元年度定時評議員会の招集（決議）	理事 15名 監事 2名
6月4日	評議員選任委員会（委員現員数5名） ・補欠評議員の選任（5名選任）	委員 5名 理事 1名
6月21日	定時評議員会（評議員の現員数40名） ・任期満了に伴う役員の選任（理事18名、監事2名選任決議） ・平成30年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認（決議）	評議員 23名 理事 1名 監事 1名
6月24日	第2回理事会（理事の現員数18名） ・会長、副会長、及び常務理事の選定（決議）	理事 13名 監事 2名
6月24日	福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・平成30年度助成実績報告 ・令和元年度ボランティア協力校助成審査（第1次応募9校） ・令和元年度福祉活動基金の運用基準（案）について	委員 6名
7月29日	ボランティアセンター運営委員会（委員現員数9名） ・平成30年度ボランティアセンター事業報告について ・令和元年度ボランティアセンター事業計画について	委員 6名

2. 事務局職員の人事

(1) 新規採用

- ・採用理由 生活困窮者自立支援事業や成年後見制度に関する事業など、増大する相談支援業務に従事する職員が不足しているため、新たにソーシャルワーカー採用に向けた募集を行った。
(令和元年7月1日採用予定)
- ・採用方法 福祉の国家資格を持つ者(今年度取得予定の者を含む)を公募し、試験選考（筆記試験及び面接試験）を実施（募集人員：2名。応募者2名）
- ・試験実施 4月21日（日） 教養試験、論文試験、性格特性検査
面接試験（論文面接、個別面接）
- ・試験結果 1名合格。7月1日付採用

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和元年度収支状況

自：平成31年4月1日 至：令和元年7月31日

事業区分・拠点区分(サービス区分)	元年度予算	収 支 状 況			備考
		収 入	支 出	翌月繰越	
社会福祉事業区分	195,613,000	119,173,234	72,849,531	46,323,703	
社協自主事業	133,222,000	87,613,929	49,049,481	38,564,448	
地域福祉推進事業	118,772,000	82,347,664	43,774,935	38,572,729	
精神保健福祉支援事業	6,436,000	4,606,072	2,606,039	2,000,033	
成年後見制度に関する事業	8,014,000	660,193	2,668,507	2,008,314	1
受託事業	30,986,000	15,910,935	9,965,805	5,945,130	
日常生活自立支援事業	1,549,000	85,675	489,329	403,654	2
精神障害者デイケア事業	3,293,000	3,209,500	686,158	2,523,342	
ファミリーサポートセンター	4,416,000	2,208,000	1,521,453	686,547	
高齢者相談事業	3,308,000	1,250,000	1,086,136	163,864	
障害者相談支援事業	6,260,000	3,077,760	1,975,532	1,102,228	
生活困窮者自立支援事業	12,160,000	6,080,000	4,207,197	1,872,803	
障害者計画相談事業	2,035,000	527,213	550,043	22,830	
基金積立事業	11,417,000	1,519,006	450,000	1,069,006	
職員退職手当積立事業	17,953,000	13,602,151	12,834,202	767,949	
公益事業区分	35,678,000	17,816,418	11,304,701	6,511,717	
広告・自動販売機設置事業	650,000	302,918	0	302,918	
労働者派遣事業	35,028,000	17,513,500	11,304,701	6,208,799	
法人全体	231,291,000	136,989,652	84,154,232	52,835,420	

※1 9月に福祉活動基金取り崩し・繰入れを予定

※2 受託金(茨城県社協)入金予定 令和2年3月

資金収支計算書

自 平成31年04月01日 至 令和元年07月31日

法人名：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

事業：法人全体

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 > 会費収入	16,822,000	10,825,000	5,997,000	
寄附金収入	4,450,000	745,931	3,704,069	
経常経費補助金収入	93,127,000	74,180,364	18,946,636	
受託金収入	31,199,000	15,908,260	15,290,740	
事業収入	38,861,000	18,701,443	20,159,557	
障害福祉サービス等事業収入	2,035,000	516,840	1,518,160	
受取利息配当金収入	81,000	34,000	47,000	
その他の収入	1,054,000	332,180	721,820	
事業活動収入計(1)	187,629,000	121,244,018	66,384,982	執行率 65%
< 支出 > 人件費支出	174,257,000	68,205,077	106,051,923	
事業費支出	13,506,000	5,150,129	8,355,871	
事務費支出	14,075,000	3,912,022	10,162,978	
受託事業等支出	168,000	0	168,000	
共同募金配分金事業費	160,000	31,404	128,596	
助成金支出	2,453,000	831,600	1,621,400	
事業活動支出計(2)	204,619,000	78,130,232	126,488,768	執行率 38%
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	16,990,000	43,113,786	60,103,786	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 > 固定資産売却収入	0	11,880	11,880	
施設整備等収入計(4)	0	11,880	11,880	
< 支出 > 固定資産取得支出	750,000	0	750,000	
施設整備等支出計(5)	750,000	0	750,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	750,000	11,880	761,880	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 > 基金積立資産取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
積立資産取崩収入	7,501,000	7,500,000	1,000	
事業区分間繰入金収入	3,286,000	0	3,286,000	
拠点区分間繰入金収入	17,424,000	6,024,000	11,400,000	
その他の活動収入計(7)	38,211,000	13,524,000	24,687,000	
< 支出 > 事業区分間繰入金支出	3,286,000	0	3,286,000	
拠点区分間繰入金支出	17,424,000	6,024,000	11,400,000	
その他の活動支出計(8)	20,710,000	6,024,000	14,686,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	17,501,000	7,500,000	10,001,000	
予備費支出(10)	5,212,000	0	5,212,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	5,451,000	50,625,666	56,076,666	
前期末支払資金残高(12)	5,451,000	2,209,754	3,241,246	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	52,835,420	52,835,420	

報告第 2 号

経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）実施 3 年次の
進捗状況について

< 提案理由 >

本計画は平成 29 ～ 31 年度(令和元年度)の 3 年間の実施計画として策定し、一部の項目については平成 28 年度から取り組みを開始しております。各項目に関し、令和元年 7 月末時点の進捗状況について、別添資料のとおり報告いたします。

令和元年 8 月 29 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

議案第 1 号 事務局職員の継続雇用に関する規則の一部改正(案)について

< 提案理由 >

本会正職員の定年（ 6 0 歳 ）以後の雇用形態に関して、神栖市職員に適用される再任用制度との均衡を図るため、事務局職員の継続雇用に関する規則第 6 条（継続雇用職員の身分）を改正するものです。

審議の上、決議願います。

令和元年 8 月 2 9 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和元年 8 月 2 9 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和元年度 第 3 回 理事会

< 資料 >

1. 再任用制度とは

定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することです。（地方公務員法第28条の4）

公務員の再任用制度は平成13年度から導入されているものですが、平成25年度に60歳定年退職となる職員から公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられたことに伴い、職員が再任用を希望する場合、年金支給開始までの間、可能な限り雇用の継続に配慮（それまでは義務なし）し、雇用と年金の接続を図ることが閣議決定（平成25年3月26日）されました。

2. 神栖市職員の再任用のルール（該当条例・規則・規程より抜粋）

（1）対象職員

- ・ 定年退職者（60歳到達日以後最初の3月31日に退職する者）
- ・ 特例により60歳を超え勤務させた職員で延長期限が到来した者
- ・ 定年退職日以前に退職した職員で、25年以上勤務し当該退職日から5年経過していない者

（市再任用職員の給料）

	基本給月額	週4日換算
1 級	187,700	150,160
2 級	215,200	172,160
3 級	255,200	204,160
4 級	274,600	219,680
5 級	289,700	231,760
6 級	315,100	252,080
7 級	356,800	285,440

（2）再任用職員の勤務形態

- ・ 基本的な勤務形態は「1日7時間45分×週4日」（週労働31時間 - 短時間と呼称）
- ・ 基本給は『行政職俸給表(一)』『再任用職員』の俸給月額(右)を使用（在職時から2級下位に格付。短時間の場合は勤務時間で按分）
- ・ 役職は「主査」以下

（金額はH31.4.1時点）

3. 現在の神栖市社協での定年退職者への対応

（1）事務局職員の継続雇用に関する規則（平成19年4月制定）に基づき実施

- ・ 対象：正職員または常勤・非常勤職員のうち、継続雇用する年度の前年度に定年退職した者及び継続雇用する年度の前年度に継続雇用されていた者で、継続雇用を希望する者
- ・ 身分：非常勤職員（時給850円～1,200円）。就業のルールも「非常勤職員就業規則」を適用。
- ・ これまでに常勤職員5名、非常勤職員9名が継続雇用勤務。正職員については該当者が無かったが、現行(非常勤職員として雇用)のままでは市の再任用制度と比べ不均衡が生じている。

事務局職員の継続雇用に関する規則改正案（赤字 追加）

改正前の条文	改正後の条文（案）
（継続雇用職員の身分） 第6条 継続雇用職員の身分は，非常勤職員とする。 2 継続雇用職員の就業に関して，この規則に定めのない事項については，本会非常勤職員就業規則を準用する。	（継続雇用職員の身分） 第6条 継続雇用職員の身分は，非常勤職員とする。 2 継続雇用職員の就業に関して，この規則に定めのない事項については，本会非常勤職員就業規則を準用する。 3 第1項及び前項の規定にかかわらず，正職員として20年以上勤続した職員の身分は，再任用職員とする。 4 再任用職員に関する規則は別に定める。 付 則 3 この規則は，令和元年9月1日から施行する。 （改訂則第32号）

議案第 2 号

地域福祉活動計画策定委員会設置要項の一部改正(案)について

< 提案理由 >

社会福祉協議会の活動・行動計画でもある現計画「神栖市社協第 4 次地域福祉活動計画（平成 27 年度～31 年度）」の後継計画「神栖市社協第 5 次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、計画の実効性の向上を図るため、同計画と連動する「神栖市社協発展・強化計画（平成 29 年度～31 年度）」の後継計画と一体的に策定することとし、策定に必要な事項を調査、審議する上記の委員会について、別添（案）のとおり要項の一部を改正するものです。

策定の趣旨及び今後の策定スケジュール（案）と併せ、審議の上、決議願います。

令和元年 8 月 29 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和元年 8 月 29 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和元年度 第 3 回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要項 (案)

取消線：削除
赤字：追加・修正

(目 的)

第1条 この要項は、**社会福祉法人神栖市社会福祉協議会**(以下「**本会**」という。)地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、**本会**の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画(以下「**計画**」という。)を**策定するため**、地域福祉活動計画策定委員会(以下「**委員会**」という。)を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は、市社協会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議し、**本会会長へ報告する**。

- (1) 地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等**解決策の検討**
- (2) **本会の組織体制と財政基盤の整備及び経営改善に関する行動計画「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会発展・強化計画」に必要な事項について前号との一体的な実態の把握、問題・課題の整理及び解決策の検討**
- (3) ~~(2)~~ 地域福祉活動計画の策定
- (4) ~~(3)~~ その他、計画策定のために必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

- 2 委員は、~~地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から市社協~~**本会理事及び監事で構成**会長が委嘱する。

(委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、**本会副会長をもってあて委員の互選**による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第 7 条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会員 20 名以内をもって構成し、~~市社協会長が委嘱する。~~
- 3 専門部会に、部会長 1 名及び副部会長 1 名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第 8 条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任 期)

第 9 条 委員の任期は、必要な事項の調査・審議、検討及び~~本会~~市社協会長への答申報告が終了したときに終わる。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

~~(事務局)~~ (庶務)

第 10 条 委員会の~~庶務事務局は、~~本会事務局市社協内において置く処理する。

(委任)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 元 年 9 月 1 日から施行する。

『神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢』(平成 22 年 3 月)

1. 社協の「唯一無二性」の発揮

他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために、「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。

2. 新たな福祉ニーズへの迅速な対応

急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに 대응していくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで、地域福祉の充実に貢献する。

3. 新たな分野への先駆的事業展開

これから必要性の高まりが予測され、更にその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。

4. 新たな社会資源の創設

住民の生活課題とその解決策(社会資源)との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。

5. 他機関や市内で活動する福祉専門職の応援

社会資源のメニューとしては存在するものの、本来の機能やその特徴を様々な理由により発揮できていない状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。

6. 使い勝手の良い福祉総合相談機関としての役割発揮

様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問いあわせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。

7. 専門職集団としての信頼を得られる活動

1 から 6 の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職集団としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

神栖市社協 第 4 次地域福祉活動計画基本構想

・生活課題を解決するために、地域住民やボランティア、関係機関が集まって、ともに考え、協働して解決にあたる仕組み(地域福祉推進システム)をつくります。

本会は、この仕組みの推進役としての関わりと、課題解決のための「新たな社会資源の創設」に取り組み、全ての住民にとって「安心のあるまち」の実現を図る方向性を示します。